

三木町農業委員会  
令和3年11月定例総会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

# 三木町農業委員会

## 令和3年11月 定例総会議事録

- ( 会 期 ) 1 日間  
( 開 催 年 月 日 ) 令 和 3 年 11 月 19 日  
( 会 議 時 間 ) 13:30 ～ 15:05  
( 開 催 場 所 ) 三 木 町 防 災 セ ン タ ー  
( 2 階 ) 第 1 研 修 室  
( 議 題 ) 別 紙 の と お り

### 出席委員数 17名

- |                |                    |
|----------------|--------------------|
| 1番 松田 隆雄       | 11番 高重 浩二          |
| 2番 香西 茂知       | 12番 白井 敏雄          |
| 3番 古市 哲        | 13番 吉原 博           |
| 4番 藤澤 勇一       | 14番 中川 詰郎          |
| 5番 鎌倉 茂雄       | 15番 横山 良秀          |
| 6番 溝渕 常雄       | 16番 岡田 久 (欠席)      |
| 7番 川田 正憲       | 17番 鎌倉 守           |
| 8番 鈴木 勤        | 18番 溝渕 廣明 (会長職務代理) |
| 9番 小川 正則       | 19番 高尾 壽一 (会長)     |
| 10番 鎌倉 博之 (欠席) |                    |

#### ( 事 務 局 )

- 1 平井元事務局長      2 横山賢一課長補佐      3 山本陽子副主幹      4 谷洋司主査  
5 谷井直人主事

#### ( そ の 他 )

- 森岡隆一係長 (三木町農林課)  
石淵孝博、多田玉紀 (香川県農地機構)

(別紙)

(1) 農地法関係 (別紙議案書のとおり)

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	(4件)
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	(3件)
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	(5件)
議案第4号	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について	(第8号)
報告第1号	農地法第3条の規定による許可の取消について	(1件)
報告第2号	農地法第5条の規定による許可申請の取下について	(1件)
報告第3号	使用貸借返還通知について	(10件)

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) 農業経営改善計画認定申請について

(4) その他

事務局

11月の三木町農業委員会定例総会を開催いたします。  
開会にあたりまして会長よりご挨拶をお願いします。

会長

只今より、定例総会を開会致します。  
(挨拶)

今月は、農地法関係の議案と報告、香川県農業会議常設審議委員会審議報告、農業経営改善計画認定申請についてです。

事務局

今月の定例総会のご案内申しあげたとおり、農地法関係議案と農用地利用集積計画等についてそれぞれご審議をお願いします。

その後に会長より香川県農業会議常設審議委員会審議報告をお願いいたします。

本日の出席委員は19名中17名で、定足数に達していますので定例総会は成立しています。  
定例総会議事録署名委員につきましては、中川詰郎委員と横山良秀委員をお願いいたします。  
それでは、会長よろしくをお願いします。

会長

皆様の慎重審議をよろしくをお願いします。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

番号1	申請地：大字池戸字四角寺 地目：田1筆 譲受理由：経営規模の拡大 譲渡理由：農業廃止 権利の種類：所有権移転（贈与）	1筆	1,675.00 m <sup>2</sup>
番号2	申請地：大字池戸字中城 地目：田1筆 譲受理由：土地形成による交換 譲渡理由：その他 権利の種類：所有権移転（交換）	1筆	64.00 m <sup>2</sup>
番号3	申請地：大字田中字上田中 地目：田9筆 譲受理由：経営規模の拡大 譲渡理由：労力不足 権利の種類：所有権移転（売買）	9筆	1,464.00 m <sup>2</sup>
番号4	申請地：大字上高岡字杉ノ木・ 三条・高原 地目：田4筆、畑1筆 譲受理由：経営規模の拡大 譲渡理由：一括贈与	5筆	3,620.00 m <sup>2</sup>

権利の種類：所有権移転（贈与）

（番号1の補足説明）

当該議案は、経営規模の拡大という譲受人の要望により贈与による所有権移転を行うものです。

（番号2の補足説明）

当該議案は、第5条申請番号4の転用に伴う残地について交換による所有権移転を行うものです。

（番号3の補足説明）

当該議案は、経営規模の拡大という譲受人の要望により売買による所有権移転を行うものです。

（番号4の補足説明）

当該議案は、親から子へ贈与による所有権移転を行うものです。

以上になります。ご審議よろしく申し上げます。

会長

それでは、地区の担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

担当委員（19番）

番号1は、9月の定例会当日に譲り渡し人が死亡し、取り下げとなった農地で、このたび、子に相続し譲渡人に贈与となったものです。ご審議お願いします。

担当委員（4番）

番号2は、第5条申請番号4の転用に伴う残地について交換による所有権移転を行うもので、ご審議お願いします。

担当委員（18番）

番号3は、譲渡人と譲受人の農地は並びであり、譲受人は経営規模の拡大・譲渡人は労力不足という双方の意見が合い、売買の成立となりました。地下に香川用水の管が埋設されていましたが、既に構造物はなく問題ありませんので、ご審議お願いします。

担当委員（5番）

番号4は、母から子に贈与し経営規模の拡大を行うもので、問題となることはありませんでした。ご審議お願いします。

会長

ありがとうございました。  
各委員から何か質問はありますか。

委員一同

（無し）

会長

質問が無いようなので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

（挙手）

会長

満場一致で承認されました。

それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

番号1 申請地：大字池戸字青木 2筆 555.00 m<sup>2</sup>  
地目：田2筆  
現況：宅地2筆  
転用目的：居宅2階建1棟、納屋平屋建1棟  
併用地：—  
造成時期：昭和46年頃  
備考：

番号2 申請地：大字井戸字二条 3筆 540.00 m<sup>2</sup>  
地目：田2筆、畑1筆  
現況：宅地3筆  
転用目的：宅地拡張  
併用地：宅地(267.76m<sup>2</sup>)  
造成時期：昭和63年頃  
備考：

番号3 申請地：大字井戸字二条 4筆 1,010.00 m<sup>2</sup>  
地目：田4筆  
現況：宅地4筆  
転用目的：居宅2階建1棟、納屋2階建1棟、納屋平屋建2棟  
併用地：—  
造成時期：昭和41年頃  
備考：

(番号1の補足説明)

当該議案は、昭和46年頃に居宅と納屋が建築されており、今般無断転用を是正しようとするものです。

(番号2の補足説明)

当該議案は、転用目的は宅地拡張で、併用地と一体利用するものです。この議案も、昭和63年頃に無断転用がなされており、今回是正を行うものです。

(番号3の補足説明)

当該議案も、昭和41年頃に無断転用がなされており、今般無断転用を是正しようとするものです。

以上になります。ご審議よろしくをお願いします。

会長

引き続き、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

番号1 申請地：大字池戸字深谷 1筆 540.00 m<sup>2</sup>

地 目 : 田 1 筆  
現 況 : 田 1 筆  
転用目的 : 太陽光発電設備  
権利の種類 : 所有権移転 (売買)  
併用地 : ー  
造成時期 : ー  
備考 :

番号 2 申請地 : 大字池戸字宮ノ前 1 筆 402.00 m<sup>2</sup>  
地 目 : 田 1 筆  
現 況 : 雑種地 1 筆  
転用目的 : 駐車場  
権利の種類 : 賃貸借権設定  
併用地 : ー  
造成時期 : 平成 3 年頃  
備考 :

番号 3 申請地 : 大字池戸字天神 1 筆 1,861.00 m<sup>2</sup>  
地 目 : 田 1 筆  
現 況 : 田 1 筆  
転用目的 : 共同住宅 2 棟  
権利の種類 : 使用貸借権設定  
併用地 : ー  
造成時期 : ー  
備考 :

番号 4 申請地 : 大字池戸字深谷 1 筆 540.00 m<sup>2</sup>  
地 目 : 田 1 筆  
現 況 : 田 1 筆  
転用目的 : 太陽光発電設備  
権利の種類 : 所有権移転 (売買)  
併用地 : ー  
造成時期 : ー  
備考 :

番号 5 申請地 : 大字池戸字深谷 1 筆 540.00 m<sup>2</sup>  
地 目 : 田 1 筆  
現 況 : 田 1 筆  
転用目的 : 太陽光発電設備  
権利の種類 : 所有権移転 (売買)  
併用地 : ー  
造成時期 : ー  
備考 :

(番号 1 の補足説明)

当該案件は、令和 3 年 1 月 1 8 日付けで転用許可を受けていましたが、計画の一部を太陽光発電設備から車庫用地として計画変更しようとするものです。

(番号 2 の補足説明)

平成3年ごろより造成がなされており、このたび無断転用の是正を行うものです。  
以上になります。ご審議よろしく申し上げます。

会長

それでは、現地調査の担当委員から報告をお願いします。

担当委員（12番）

現地調査の報告を行います。

11月分の農地法関連の申請について、令和3年11月11日（木）の午前9時から、第4条許可申請3件、第5条許可申請5件につきまして、高尾会長・横山委員・私（中川委員）・事務局2名の計5名、及び担当地区の農業委員・農地利用最適化推進委員と共に現地調査を実施しました。現場では、申請区域の特定・隣接農地の状況・造成方法・排水方法等について、確認いたしました。

その中で問題となったのは、第4条申請番号1・2・3、第5条申請番号2です。こちらにつきましては、既に造成が行われておりましたが始末書が添付されておりました。その他につきましては特に問題ありませんでした。

以上で現地調査の報告を終わります。

会長

それでは、地区の担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

担当委員（8番）

番号1は、下水道工事で一時的に駐車場として使用するもので、問題はないと思われます。

19番委員

付近の団地の人の仮駐車場ですか。

担当委員（8番）

下水道の工事用の駐車場です。

担当委員（14番）

番号2は、中古車の展示場として使用するということで、周辺の人も同意しているため、問題ないと思います。

担当委員（3番）

譲受人の住宅として5条申請を行っていたのですが、その後、次の世代と同居するようになり、駐車場不足となり無断転用が発生したもようです。

始末書も添付されておりますので、ご審議をお願いします。

会長

事業計画変更も続けて説明をお願いします。

担当委員（4番）

令和3年1月18日に太陽光発電設備という計画で許可していますが、北側の一部を車庫にするという変更です。ご審議をお願いします。

会長

ありがとうございました。



各委員から何か質問はありますか。

委員一同

(無し)

会長

議案第2号と第3号は、別に採決します。

質問が無いようなので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。

会長

次に議案第3号を採決します。

質問が無いようなので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。

それでは、議案第4号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について  
(農用地利用集積計画について説明)

今月は、新規利用権設定3件・再設定16件・転貸6件で計25件になります。

どの案件につきましても、農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

以上になります。ご審議よろしくをお願いします。

会長

ありがとうございました。

各委員から何か質問はありますか。

3番委員

13ページ番号32、野菜とは何ですか。

16ページ番号46・47、野菜とは何ですか。

14ページ番号35、契約期間を6か月としている理由は何ですか。

事務局

番号32の作物は、ブロッコリーをつくる予定となっています。

番号46の作物も、ブロッコリーをつくる予定となっています。  
番号46の作物は、野菜全般をつくる予定となっています。  
番号35の契約期間は、麦をつくる目的で6か月となっています。

### 3番委員

6か月は麦をつくり、残りの期間は、所有者が自己管理を行うということですか。

### 18番委員

この所有者は、裏作で麦をつくり、もともと表作では水稻をつくっています。

### 19番委員

裏作の関係は、解約をしなくても契約は自然に切れるということですか。

### 会長

他に質問はありますか。

### 委員一同

(無し)

### 会長

このたびは、香川県農地機構の石淵様と多田様に利用権設定議案（農用地利用集積計画議案）のみご出席していただいています。

各委員から何か質問はありますか。

### 4番委員

農地機構を通しての貸借において、農地の維持管理はうまくいっていますか。

### 農地機構

維持管理ですが、新規で借受を行う場合は、マッチングを行っています。マッチングは、土地所有者（貸し手）・借り手・地域の最適化推進委員・農地機構の4者で行っています。

細かく申し上げますと、

- ・ 「固定資産税・水利費・土地改良区賦課金は（貸し手と借り手の）どちらが払うのか、一番問題なのは畔や管理道の雑草管理はどちらが行うのか。」ということですか。
- ・ あぜや管理道の雑草管理で、7～9月くらいの間で苦情があります。
- ・ 必ず、農地機構から申しあげていることは、「所有者が今まで行っていた仕事は10とすると、そのうち2は残ると考えてください。」ということですか。
- ・ 借り手が事業として農業を行うには、1人平均10haを行う必要があります。
- ・ 1筆が1反あった場合には、10町歩で100筆となり、100筆の畦畔は13kmに及びます。これを1人で草刈りするわけです。
- ・ 貸し手が借り手の草刈作業を待てないときは、自分で草刈りしてくださいと言っています。
- ・ 立会人の前でも申しあげていることですが、契約が終了するとそれが守られていない。

これが実態です。

草刈りができていないと農地機構に電話がかかってくる場合があります、その場合は借り手にも連絡しています。また、貸し手のみなさんも汗かいてくださいと言っています。

ご迷惑をおかけしていることは重々承知しています。

### 4番委員

今おっしゃったように、道にも県道・町道・農道等があり、特に農道の管理において、法面（

のりめん)をだれがどのように管理するのか、法面の前面(道路面)の修復はどのようにするのかといった問題も過去にあったようですが、その点については支障はありませんか。

#### 農地機構

実際に1件そのような支障がありました。河川の崩落です。  
河川から3m離れたところに杭を打ちまして、そこには近づかないようにとしました。  
借り手が事業者Aでしたので、「1反あたり1万円」の借地料を支払いしています。それを使い、シルバー人材センター等に草刈りを依頼することで、先日お話がついたという事案が1件ありました。

#### 4番委員

これからも調整役をお願いします。

#### 農地機構

借り手としての事業者Aの今の状況をご説明させていただきます。  
現在、農地機構が事業者Aに貸している農地は、59.3ha、それ以外に「相対」という貸借を併せたら、約60町歩です。  
それを何人で作業しているかということ、社長以下6人、繁忙期には+3人です。  
59.3haを筆数でいうと814筆で、1筆あたり平均730㎡(7畝)です。  
畦畔の総延長が85kmとなります。

#### 4番委員

事業者Aは、貸し手に賃借料を10aあたりいくらかお支払いしているのですか。

#### 農地機構

1反あたり所得として1万円です。  
「1万円のなかから固定費を支払っても6千円程度が残ります。(地権者が遠隔地の方であれば人を雇って)それを草刈り等に充ててください。」と常に言っているのですが、履行していただけない状況です。

#### 4番委員

地元水利組合(三木町には水利組合が70~80団体ある。)の水利費、土地改良区の経常賦課金(1反あたり500円。)、固定資産税等についての支障はありませんか。

#### 農地機構

ありません。

#### 11番委員

事業者Aについて説明いただいて十分わかるのですが、  
農業委員には「麦を刈った後、草を1~2か月も放置しているではないか。」との。  
農地がてんでんと見受けられます。私の担当地区でも見受けられます。  
きれいに草を刈っている農地もあります。

#### 2番委員

草刈りができていない農地についての苦情は、農業委員へ言ってきます。  
一般の人がそういう話をしたときに、「事業者A以外に、誰がしてくれるのか。」また、「誰が農地を借りてくれるのか、放っておいたら農地があれすよ。」という発言があったということです。もってのほかじゃないですか。熊田から3役みたいな人もいますので私らも文句は言うの

ですが。会長や副会長も事業者Aの社長に合い「農地が60町歩あるのですが困っています。」ということと一緒に話をしてもらったら良いのではないかと思います。全てが私たち農業委員へのクレームとは言わないが、農業委員にもクレームがきているので、十分注意してくださいとのこと。

農地の貸し借りは事業者A以外は殆ど無償です。

事業者Aが借りている農地でもある貸し手のところは草刈しているのですが、ある区間はできていない。という状況もあります。前山ダムから二股池へ入る水路のお金を昭和地区の人にお金を出して草刈りを依頼しています。

「農業委員にもクレームがきていることは十分注意してください。」と事業者Aへ伝えていただきたいと思います。

農地機構

わかりました。

3番委員

地先の草刈りは地権者でとの内容は、貸借の契約時に文書にしていますか。口頭のみですか。

農地機構

マッチングでも申しており、本契約書の中にも、畦畔の草刈・農道の草刈はどちらがするかを明確にしています。

畦畔の草刈は、ほとんど借り手ですが、「貸し手がしてくれないと借りません。」という借り手様も一部にはいます。

困ったときは、貸し手が行ってくださいということは文書化していません。その場合は話し合いを行っています。窓口でも「そのような条件でよければ貸します。」との説明をしていますが、文書化はしていません。

8番委員

それは文書化したほうが良いのではないですか。

農地機構

急をようする場合（1週間か10日程度待てない。）という場合なので、それを文書化するにはどうしたらよいか検討します。

8番委員

農地の内側はきれいに刈っているが外側が残っています。

会長

農地機構様には、細かなことを話し合いながら、相談に乗ってください。  
採決します。

質問が無いようなので、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございました。承認されました。  
報告について、事務局より説明をお願いします。

## 事務局

### 報告第1号 農地法第3条の規定による許可の取消について

番号1	申請地	: 大字池戸字四角寺	1筆	1,675.00 m <sup>2</sup>
	地目	: 田1筆		
	取消理由	: 譲渡人死亡のため		

#### (番号1の補足説明)

本年9月に3条申請がなされており、同月17日付け農業委員会総会（定例会）にて許可しましたが、譲渡人が9月17日（許可日）以前に死亡していたため、報告第1号で許可を取り消し、議案第1号番号1にて改めて農地法第3条の規定による許可申請をいただいたものです。

続きまして、

### 報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請の取下について

番号1	申請地	: 大字池戸字深谷	1筆	540.00 m <sup>2</sup>
	地目	: 田1筆		
	取下理由	: 転用計画見直しのため		

#### (番号1の補足説明)

資材置場という転用目的で令和3年2月1日に申請がなされており、同月町農業委員会の承認をいただいておりますが、県の審査段階において、同法人が同じ地域（大字池戸）内の資材置場について満足に利用されていないことから、許可が下りていない状況でした。

このたび、資材置場から太陽光発電設備の計画へ見直しを行うということで、申請を取り下げするというものです。

続きまして、

### 報告第3号 使用貸借返還通知について

番号1	申請地	: 大字鹿伏字幸正	2筆	2,228.00 m <sup>2</sup>
	地目	: 田2筆		
	解約日	: 令和3年11月30日		
	解約事由	: 借り手の変更		

番号2	申請地	: 大字下高岡字四條	2筆	1,108.00 m <sup>2</sup>
	地目	: 田2筆		
	解約日	: 令和3年10月31日		
	解約事由	: 借り手の変更		

番号3	申請地	: 大字氷上字下氷上	3筆	3,616.00 m <sup>2</sup>
	地目	: 田3筆		
	解約日	: 令和3年10月12日		
	解約事由	: 借り手の変更		

番号4	申請地	: 大字氷上字下氷上	1筆	827.00 m <sup>2</sup>
	地目	: 田1筆		
	解約日	: 令和3年10月12日		
	解約事由	: 借り手の変更		

番号5	申請地：大字上高岡字三条 地目：田2筆 解約日：令和3年12月1日 解約事由：本人耕作のため	2筆	896.00 m <sup>2</sup>
番号6	申請地：大字井上字西山田 地目：田1筆 解約日：令和3年10月31日 解約事由：借り手の変更	1筆	1,823.00 m <sup>2</sup>
番号7	申請地：大字池戸字中城 地目：田2筆 解約日：令和3年10月31日 解約事由：本人耕作のため	2筆	1,359.00 m <sup>2</sup>
番号8	申請地：大字池戸字中城 地目：田1筆 解約日：令和3年10月31日 解約事由：本人耕作のため	1筆	619.00 m <sup>2</sup>
番号9	申請地：大字田中字上田中 地目：田6筆 解約日：令和3年10月31日 解約事由：売買のため	6筆	910.01 m <sup>2</sup>
番号10	申請地：大字池戸字香蓮寺 地目：田9筆 解約日：令和3年10月31日 解約事由：借り手の変更	9筆	2,859.00 m <sup>2</sup>

(番号1の補足説明)

井上明風営農組合様が担い手となる予定です。

(番号2の補足説明)

タニモトケンイチ様が担い手となる予定です。

(番号3の補足説明)

今月の議案書にはありませんが、タカシゲコウジ様が担い手となる予定です。

(番号4の補足説明)

番号3と同様、タカシゲコウジ様が担い手となる予定です。

(番号6の補足説明)

今月の議案書にはありませんが、事業者Aが担い手となる予定です。

(番号9の補足説明)

議案第1号番号3で売買を行うため解約となったものです。

(番号10の補足説明)

事業者Aが担い手となっているものです。

会長

ありがとうございました。

報告案件ですが、何か質問はありますか。

13番委員

報告第2号番号1ですが、過去の案件で資材置場が満足に利用されていないという理由で取下にしたということですが、その地域というのは町外ですか町内ですか。

事務局

平成30年頃同法人の許可案件で、同じ町内で大字池戸内です。そちらの利用状況が資材置場として利用されていないことを県の担当と確認しまして、「十分に利用されるまでは許可しない。」という方向でいしましたが、転用計画を見直し、資材置き場から太陽光発電設備の設置として申請（議案第3号番号1）があがってきたものです。

13番委員

町が事前に調査していたら、申請を議案にあげる必要がなかったのではないですか。

審議中の事前調査がつかないということなのか。

県の人がどのようにして見つけたのかがよくわからなくて。

町外なら見つけられないのはわかるのですが、町内なら事前のチェックがどうだったのかということですか。

会長

町外（管轄外）であればわからないが、三木町内（管轄内）の場合のチェックはどうだったのか。場所的には入り組んだ所で見にくいところではあるが、以後注意するように。

事務局

はい。

会長

他に質問はありますか。

委員一同

（無し）

会長

報告事項は以上です。議案書については以上です。

続きまして、農業経営改善計画認定申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

（資料の説明）

会長

各委員から何か質問はありますか。

15番委員

機械設備の内容が入っていないのですが。

事務局

農家民宿の施設を建築するという計画です。計画書としてはこれだけです。

計画書の中には建築計画の詳細を記載する欄はないのですが、計画書以外の内容ですが、参考

資料としていただいている内容を申し上げれば、建築する建物が2階建てで、床面積1階150㎡、2階64㎡、併せて建築面積214㎡です。内容としましては、宿泊とそれに加えた農業体験のサービスを行うという内容です。

会長

農機具については、最初の認定時にあったということですね。

事務局

最初の認定時には添付していましたが、制度が変わりまして、「認定申請を行う場合、これから導入をするものについてのみを記載する」ようになっています。

いちごの経営なので、「いちごのハウス、溶液栽培施設」の計画の記載があったところです。

18番委員

民宿の建物は、新築するのですか、それとも既存の建物を使用するのですか。

事務局

計画している場所は、井戸モールがあるところの北東部に隣接した土地をベースに考えているということです。

会長

それでは、これについて、賛成という人は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございました。

それでは、前後しましたが、香川県農業会議常設審議委員会審議報告を行います。

(審議報告について説明)

各委員から何か質問はありますか。

委員一同

(無し)

会長

ありがとうございました。

その他に移ります。

雑誌「季刊地域\_AUTUMN\_2021」の紹介をします。

(資料の紹介)

会長

各委員から何か質問はありますか。

8番委員

自分で貸し借りしている人ですが、以前は農業を行っていたのですが、今は廃棄物物を置いている状態です。それは農業委員が注意するべきか否か、お伺いします。

会長



ご意見ございますか  
物を置いているのは借り手ですか。

8番委員

借り手です。  
どこまで関与したら良いか、お伺いします。

4番委員

何を置いているのですか。

8番委員

廃棄物です。

4番委員

廃棄物なら廃棄物処理法という法律がありますけど。

会長

廃棄物がどのような物なのかを含め、事務局に調査していただいて、農地なので、物を置いているというのは良くないので、相談しながら、進めていかないといけないと思います。

8番委員

わかりました。

会長

8番委員の担当集落の人ですか

8番委員

はい。

会長

事務局で調査をお願いします。

事務局

はい。

8番委員

ご意見、ありがとうございます。

会長

他に質問はありますか。

(無し)

委員一同

会長

質問が無いようなので、これで定例総会を終了と致します。ありがとうございました。